

諮問第166号及び第167号の答申
医療施設調査及び患者調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第166号による医療施設調査の変更及び諮問第167号による患者調査の変更（いずれも令和5年以降に実施する調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和4年11月29日付け厚生労働省発政統1129第3号及び第4号により厚生労働大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「医療施設調査」及び「患者調査」（いずれも基幹統計調査）の変更を承認して差し支えない。

(2) 理由等

ア 報告を求める事項の変更（医療施設調査）

（ア）医療施設調査について、今回の申請により、**図表1**のとおり、報告を求める事項（以下「調査事項」という。）を追加又は削除する計画である。

図表1 調査事項の変更

区分	変更内容	調査票	変更理由
追加	特殊診療設備の「ICU(特定集中治療室)」に関連して「ICU(特定集中治療室)に専任している医師数」を追加	病院票	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、集中治療提供体制の強化が喫緊の課題となる中、集中治療体制の現状を把握するため
	歯科設備の保有状況に、以下の項目を追加 ・歯科用CAD/CAM装置 ^(注1) ・デジタル印象採得装置 ^(注2) ・口腔外バキューム ^(注3)	病院票 歯科診療所票	・歯科用CAD/CAM装置及びデジタル印象採得装置の設置については、医療保険における歯科技術の評価の見直しが拡大される中、機器の普及状況を把握するため ・口腔外バキュームについては、感染症対策も含めた歯科医療提供体制を検討する際の基礎資料とするため
	従事者数の職種区分に「救急救命士」を追加	病院票 一般診療所票	・救急救命士法が改正され、救急救命士が医療施設内で業務を行うことができるようになったため
削除	処方状況等のうち、「入院患者への薬剤管理指導（9月中の薬剤管理指導料の回数）」を削除	病院票	・薬剤師に関する診療報酬改定に当たり、薬剤師の勤務実態についての情報が重視される中、勤務実態の情報は他の情報から入手でき、薬剤管理指導の回数を把握する必要性が低下しているため
	臨床研修医の有無及び人数を削除	病院票	・臨床研修医を含む医師の確保については、行政記録情報等によるデータベースなどが活用されているほか、当該行政記録情報等から作成される「医師・歯科医師・薬剤師統計」が、本調査よりも短

区分	変更内容	調査票	変更理由
			い周期で作成されるため
	医療安全体制のうち、「医療機器安全体制の保守計画の管理」を削除	病院票	・経年的な変化が小さい上に、日本画像医療システム工業会(JIRA)が把握している情報が活用されているため
	放射線治療の実施状況のうち、以下の項目を削除 ・ RALS (注4) ・ IMRT(強度変調照射)等の高精度照射 (注5)	病院票	・行政記録情報等で代替することが可能であるため
	剖検 (注6)の有無及び実施件数	病院票	・死因究明等の施策において求められている情報は、解剖の有無及び件数ではなく、むしろ個別の解剖の結果であるため
	一般診療所における歯科設備の削除	一般診療所票	・歯科診療の大部分は、病院及び歯科診療所で行われており、一般診療所における実施は僅少であるため

※ 図表1に記載した変更以外に、調査票上の年次の修正など形式的な変更を予定している。

(注1) 口腔内に装着するクラウン(被せ物)やインレー(詰め物)などの補てつ物をCADやCAMのシステムを用いて設計、作製する技術であり、それを作成する装置

(注2) デジタル手法により、歯科修復物等のコンピュータ支援設計(CAD)及びコンピュータ支援製造(CAM)に用いるための三次元形状データを取得する装置

(注3) 治療中に飛散する水や唾液、金属の破片を患者の口の外で吸い込む装置。飛散物だけでなく、治療中に発生するにおいも吸い込み、空気中のウィルスなどの感染性物質を吸引することで感染予防対策に有効

(注4) 小線源治療の一つで、遠隔操作密封小線源治療を行うため、コンピュータによる遠隔操作により、粒状の小線源を病巣内に挿入する放射線治療装置

(注5) 強度変調放射線治療等を行うため、コンピュータを使用し、照射する放射線の強弱等を詳細に設定することができる放射線治療装置

(注6) 「死体解剖保存法」(昭和24年法律第204号)第9条に規定する認定施設において行う病理解剖のことをいい、各種解剖の一つ

(イ) 調査事項の追加については、刻々と変わる医療政策の優先課題に対応するものであり、適当である。

また、調査事項の削除については、他のデータの整備状況も踏まえた本調査での把握の必要性や、報告者の負担軽減を踏まえたものであり、適当である。

イ 公表時期等の変更(医療施設調査、患者調査)

(ア) 医療施設調査及び患者調査は、今回の申請により、図表2のとおり、確定数の公表を早期化し、これに伴い、概数の公表を取りやめ、公表を確定数に一本化する計画である。

図表2 調査票の提出期限から公表までの期間

	医療施設調査		患者調査	
	概数	確定数	概数	確定数
前回調査	1年	1年2か月	1年	1年3か月
変更案	(取りやめ)	1年1か月	(取りやめ)	1年1か月

(イ) これについては、本委員会が「諮問第136号の答申 医療施設調査の変更について」(令和2年3月16日付け統計委第3号)及び「諮問第137号の答申 患者調査の変更につ

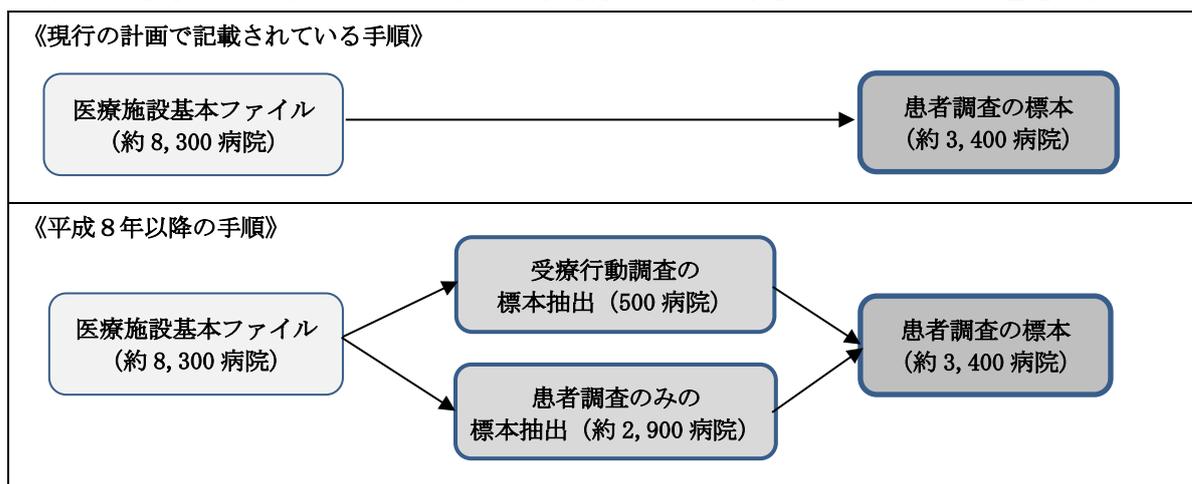
いて」（令和2年3月16日付け統計委第4号）（以下一括して「前回答申」という。）において、「利活用ニーズの高い確定数についても、公表の早期化につながる効率化手法について検討する必要がある」旨、課題として示したことを踏まえた変更であり、前回調査における概数公表（医療施設調査においては2表、患者調査においては1表で実施）は、確定数の公表早期化について結論を得るまでの暫定的な措置として行われたものであることから、適当である。

ウ 標本抽出についての調査計画上の記載修正（患者調査）

（ア）患者調査における標本抽出の手順について、現行の計画は、**図表3の上段**のとおり、医療施設基本ファイル^(注)から患者調査の標本を直接選ぶものとして記載されている。

しかし、平成8年に「受療行動調査」（厚生労働省が実施する一般統計調査）が開始されて以降は、**図表3の下段**のとおり、病院外来（奇数）票の報告を求める約3,400の病院の一部（500病院）について、受療行動調査の標本として別途選定した病院を充て、残る約2,900病院について、医療施設基本ファイルから直接選定する方法が取られている。

図表3 病院外来（奇数）票の報告をを求める病院（約3,400病院）についての標本選定の手順



（イ）そこで、今回の申請により、標本抽出の手順の実態を踏まえ、調査計画に、受療行動調査の標本抽出との関係を追記する計画である。

これについては、PDCAサイクルの一環として行われた厚生労働省による自己点検の結果を受けて、同省として改善が必要と判断したものであり、実態に即して調査計画を明確にするものであることから、適当である。

（注）医療施設基本ファイルとは、医療施設調査（静態調査）の調査結果名簿を基に、同調査の動態調査により把握した医療施設の開設・廃止等の状況を反映させた医療施設に係る名簿

2 前回答申における「今後の課題」への対応状況について（医療施設調査、患者調査）

本委員会は、医療施設調査及び患者調査ともに、前回答申において、以下の事項について検討することを指摘している。

- ① オンライン調査の更なる利用の促進と改善に向けた検討
- ② 確定数の公表早期化につながる効率化手法の検討

(1) オンライン調査の更なる利用の促進と改善に向けた検討

ア 前回調査の際には、オンラインによる回答を促進する一環として、コールセンターの回線数及び人数を拡充するとともに（医療施設調査、患者調査）、調査の経由機関である地方公共団体において調査票の審査に利用できる審査ツールを拡充した（医療施設調査）。それらの対応もあり、オンライン回答率は、**図表4**のとおり、大きく上昇した。

図表4 医療施設調査及び患者調査におけるオンライン回答率の推移

調査名	報告者の区分	前々回調査（平成29年）	前回調査（令和2年）
医療施設調査	病院	45.8%	65.7%
	一般診療所	12.2%	24.0%
	歯科診療所	6.3%	14.9%
患者調査	病院	36.7%	54.4%
	一般診療所	9.3%	21.8%
	歯科診療所	8.2%	19.3%

(注1) オンライン回答率は、「オンラインで回答した報告者数」を「報告者数」で除した数値である。

(注2) 医療施設調査及び患者調査ともに、前々回調査からオンライン調査を全面的に導入した。

イ 令和5年調査の実施に当たっては、**図表5**のとおり、前回調査における対応の継続に加え、コールセンターの更なる拡充や電子調査票の拡充等を実施することが予定されており、オンライン調査の推進に向けた対応として、適当である。

図表5 令和5年調査の際に予定されている取組

予定されている取組	対応する統計調査
コールセンターの更なる拡充	医療施設調査、患者調査
オンライン調査の普及・啓発	医療施設調査、患者調査
電子調査票の拡充（Excel形式に加え、HTML形式の電子調査票を開発）	医療施設調査、患者調査
審査ツールの更なる活用の周知・使い方の説明	医療施設調査
電子調査票の既存情報活用機能の利便性の向上及び周知（電子調査票について、診療報酬改定等の内容を既存情報活用機能に反映させるための改修を行う。）	患者調査

(2) 確定数の公表早期化につながる効率化手法の検討

これについては、前記1 (2) イに記載のとおりである。